

「視察報告会開催に関する申し合わせ」

1 目的

当該申し合わせは、議会独自の取組として各議員が主体となって視察報告会を開催するにあたり、その運営を円滑に行うためのルールを定めることを目的する。

2 視察報告会の開催

- ① 視察報告会は、平成30年度から開催することとし、各年度において実施した委員会視察について、開催することとする。
- ② 開催の日時については、議会運営委員会において決定する。

3 視察報告の対象

視察報告会の対象委員会は、総務常任委員会、建設水道常任委員会、生活産業常任委員会、教育福祉常任委員会とする。

4 視察報告会の運営

- ① 視察報告会は議場において開催し、報告者は当局側答弁台を使用し報告を行う。
- ② 報告者は、対象委員会においてそれぞれ選出する。
- ③ 報告は、総務常任委員会、建設水道常任委員会、生活産業常任委員会、教育福祉常任委員会の順に行う。
- ④ 報告は、書画カメラを使用し、大型スクリーンに資料等を映写しながら行う。
- ⑤ 報告者の持ち時間はそれぞれ15分以内とする。
- ⑥ 視察報告会の進行は議会事務局長が行う。
- ⑦ 視察報告会において、質疑応答は行わない。

5 報告会資料

- ① 報告者が使用する資料は、対象委員会において準備することとし、視察先から入手した書類など、できる限り既存の資料を活用するとともに、図や写真等、可視化に適した資料の選択に配慮すること。なお、当該資料の配付は行わない。
- ② 報告会で出席者に配付する資料は、項目程度をまとめた簡易なものとし、議会事務局で作成する。

6 その他

上記のほか、視察報告会の開催にあたって必要な事項については、議会運営委員会において調整の上、議会全体に周知を図ることとする。